

平成29年6月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成29年6月20日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

第 1	請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願（東彼民主商工会）	総務厚生委員長 報告
追加第 1	発委第 2 号 「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書（案）	総務厚生委員長
第 2	閉会中の継続調査の件	総務厚生・産業 建設文教委員長
第 3	閉会中の継続調査の件	議会運営委員長
第 4	議員派遣の件	

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願いいたします。ご着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1、請願第 1 号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」を議題といたします。本件については、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 おはようございます。報告書を読み上げます前に、1 点訂正をお願いいたします。報告書の 1 ページ、一番最後の答弁「6 月第 2 回交渉会議」というところを、「6 月の」、「の」を入れていただきたいと思います。申し訳ございません。

総務厚生委員会付託審査報告を行います。6 月 1 5 日に付託されました、請願第 1 号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出の請願」について、審査結果を報告します。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第 9 4 条の規定により、すでに文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

平成 2 9 年 6 月 1 9 日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告します。

1. 受理番号、請願第 1 号。
2. 付託年月日、平成 2 9 年 6 月 1 5 日。
3. 件名、「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願。
4. 審査の結果、採択すべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。

請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日、平成29年6月16日、19日。

(2) 審査場所、第1委員会室、第3委員会室。

(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者、請願者、朽原明浩氏。紹介議員、久保田和恵議員。

2. 審査内容

請願者及び紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑。3月に行われた核兵器禁止条約交渉会議で日本政府が交渉不参加を表明したことについての考えは。

答弁。アメリカの核の傘の中にいるということで、ボイコットしたのではないか。

質疑。日本政府は、核兵器保有国と非保有国との亀裂が深まる恐れがあると考えて交渉に参加しないのでは。

答弁。多数の国の交渉会議参加のもとで、条約が採択されることに意義があると考える。

質疑。北朝鮮は、核兵器の開発を進めている。条約が採択されても核兵器開発を止めることはないと思うが。

答弁。多くの国の交渉会議参加によって条約が採択されることで、北朝鮮の核兵器開発を止めさせる効果はあると考える。

質疑。国連の核兵器禁止条約制定交渉の第2回会議は、6月15日から7月7日までの予定で開催されている。今から意見書を出して効果があるのか。

答弁。遅くはない。途中からの交渉参加も可能である。

質疑。交渉参加の時期を「次回の交渉会議から」として、意見書を提出することについての考えは。

答弁。「6月の第2回交渉会議から」という内容でお願いしたい。

質疑。ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名への自治

体首長の署名数は。

答弁。6月13日現在、全国で663自治体、その内知事は13人、県内では21自治体である。

3. 討論の主な内容。

現実には核の抑止力はあっていると思う。核兵器の使用禁止は必要なことではあるが、それ以前に戦争そのものをなくす努力をする必要がある。

化学兵器などを禁止する条約はあるが、核兵器だけが世界的に禁止する条約がない。

核兵器を無くすべきだという被爆県民の思いを伝える必要がある。

条約制定交渉会議では、第2回会議中に条約が採択されるものと思われる。条約が制定された後に参加するより、最初から参加して意見を述べた方がよい。

4. 審査の結果。

請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願は、討論はなく、採決の結果、全会一致で、採択すべきものと決定した。以上、報告いたします。

すみません、訂正をお願いします。3番の「討議」というところを「討論」と読みました。「討議の主な内容」でございます。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 長 これから、請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」に対し討論を行います。この請願に対する委員長の報告は、採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の

交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」に対して反対を行います。核兵器をなくすべきという被爆県民の思いを伝えるというのには同意をいたしますけど、核兵器の非人道性に対する正確な認識と、厳しい安全保障に対する冷静な認識のもとに、核兵器国、非核兵器国の協力を得て取り組みをされており、今回の核兵器禁止条約は署名するすべての国に核兵器の禁止、少なくとも保有の禁止が義務付けられるため、この条約が成立するとアメリカ、中国、ロシアなど8か国の核保有国は参加せず、非保有国だけが加入する条約になってしまいます。日本、アメリカなど110か国が提案した核兵器廃絶決議案は、23年連続、日本は提出をしており、核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決議のもとでの共同行動が167国の支持を得て採択をされております。この決議案には中国、ロシア、北朝鮮、シリアが反対をしております。アメリカの核の傘のもとにある日本、北朝鮮が核開発を続ければ安全保障上の脅威は増し、安全保障の現実を考慮すべきで、日本は、今までと同じような活動で核兵器のない世界を目指すと言われております。こういった観点から、委員長報告には反対をいたします。

議 長 はい。次に賛成者の発言を許します。田口議員。

2 番 田 口 採択に賛成の立場から討論をいたします。やはり日本は被爆国であるということをまず認識して、日本が真っ先になって核兵器廃絶に向けて取り組まなければならないものと思います。現実にはアメリカの核の傘の中にある、核の抑止力のもとにあるということは現実であろうとは思いますが、それでも日本国政府の今までの姿勢としては、究極的には核兵器の廃絶を目指すというスタンスをずっと取ってきたものでありますので、そのスタンスの流れからすれば、今回は、やはりこの条約制定交渉に参加をして、そして核の保有国も含めるような努力をしてですね、条約作りに参加をするということが、今までの日本政府の姿勢からして、あるべき姿ではないかと思っております。参加しないだけでは何も進まないものというふうに思っておりますし、日本国内の多くの、長崎市をはじめ多くの自治体も政府の参加を望んでいるところでありますので、やはり採択をして、政府に条約制定交渉に参加を促すということは大事なことであろうと思っておりますので、賛成いたします。

議 長 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。これから請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものと決定です。請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願」は採択することに決定をいたしました。

(10:13)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(10:13)

(…休憩…)

(10:14)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。お手元に配布をされております、追加議事日程(第3号追加の1)を日程に追加することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程(第3号追

加の1)を、日程に追加することに決定をいたしました。

次に追加日程第1号、発委第2号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書(案)」を議題といたします。提出者の説明を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 発委第2号。平成29年6月20日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、総務厚生委員会委員長波戸勇則。

「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書案の提出について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書(案)。

「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書。

意見書の趣旨。

昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連会議を2017年に招集することを決定する決議が賛成多数で採択された。交渉会議は今年3月と、6月から7月にかけて国連本部で開かれることになった。

これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きである。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力をもつ協定(条約)によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道が開かれるからである。

しかしながら、3月の国連会議で日本は交渉会議への不参加を表明した。

会議は人道的な見地から核兵器を違法化し、使用・保有・開発などを広く禁止するという大筋で一致した。ホワイト議長は、「7月7日までに条約案の採択をめざす」と述べた。

日本政府は、ニューヨークの国連本部で6月から開催されている交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶を喚起し、条約実現に努力することが被爆国としてふさわしい行動である。

よって、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう求める。

平成29年6月20日。長崎県川棚町議会。内閣総理大臣、安倍晋三様。
外務大臣、岸田文雄様。

以上、ご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。

議 _____ 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ 長 起立多数です。したがって、発委第2号「「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書(案)」は原案のとおり可決されました。可決された意見書は、内閣総理大臣及び外務大臣に送付をすることにいたします。

(10:20)

議 長 次に日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務厚生委員長と産業建設文教委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布をいたしました申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査申出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(10:21)

議 長 次に日程第3、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の所管事務の継続調査の申出がっております。

お諮りをします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(10:22)

議 長 次に、日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布をしました別紙のとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 0 : 2 2)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 0 : 2 3)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 高以良壽人